

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票
(個人の場合)

資格証明書
(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎058-263-4231

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 14 日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 山 本 稔

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 2 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 11 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 3 日 午前 10 時 30 分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 24 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 24 日 午後 0 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 14 日から当庁執行係書記官室（1 階）に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 安八郡神戸町大字北一色字中島 |
| | 地 番 | 3 3 4 番 2 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 1 . 1 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 安八郡神戸町大字北一色字中島 3 3 4 番地 2 3 |
| | 家屋 番号 | 3 3 4 番 2 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 0 0 . 1 4 平方メートル
2 階 6 1 . 2 7 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 7 日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 山 本 稔

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 安八郡神戸町大字北一色字中島 |
| | 地 番 | 3 3 4 番 2 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 1. 1 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 安八郡神戸町大字北一色字中島 3 3 4 番地 2 3 |
| | 家屋 番号 | 3 3 4 番 2 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 1 0 0. 1 4 平方メートル
2階 6 1. 2 7 平方メートル |



令和8年（ケ）第94号
令和8年7月22日受理
令和8年8月20日提出

現況調査報告書

岐阜地方裁判所

執行官 恒 川 進

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 安八郡神戸町大字北一色字中島 |
| | 地 番 | 334番23 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 171.12平方メートル |
| 2 | 所 在 | 安八郡神戸町大字北一色字中島334番地23 |
| | 家屋 番号 | 334番23 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 100.14平方メートル
2階 61.27平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 法第 1 4 条第 1 項地図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に、下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は、「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物間取図（概略）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 物件2建物は、令和8年1月頃から空き家状態です。同建物について、第三者に貸している部分はありません。 2 物件2建物は、未登記増築部分はありませんが、同建物1階和室の天井から雨漏りする箇所があります。 3 物件2建物内で犬を5匹飼っていました。 4 物件2建物の太陽光パネル（以下「SP」という。）は、屋根の上に架台を設置し、その上に接合されています。SPは、私が設置しました。なお、SPの設置費用等の借入残債務があります。 5 物件2建物2階には屋根裏収納があります。 6 物件2建物2階北側ベランダの排水が悪くベランダに水がたまる。 7 物件1土地は、境界で問題になったことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見



- 1 物件 1, 2 土地建物の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりであり、同土地の北側が道路に接する土地で、同土地の上に物件 2 建物が建てられている。なお、物件 1 土地には、土地定着性は認められるが外気分断性に欠けるカーポート（工作物）が存在する。
- 2 物件 2 建物の占有状況は、関係人の陳述及びその他現認した状況から、所有者が住宅（空き家）として占有しているものと認めた。なお、第三者が占有する状況は認められない。
- 3 物件 2 建物には S P が設置され、同建物内にパワーコンディショナーが存在すること及びそれらの設置状況から総合勘案すると、取外しには過大な費用が掛かることが予想されることから、同建物に符合しているものと思料される。
- 4 物件 2 建物 2 階には屋根裏収納がある。（写真 1 1 参照）
- 5 物件 2 建物内に次の損傷箇所が確認できた。
 - (1) 物件 2 建物 1 階南東側和室の天井（写真 9 参照）
 - (2) 物件 2 建物 1 階玄関の壁（写真 1 0 参照）
- 6 物件 1 土地の境界については、同土地に関する地積測量図が存在すること、関係人の陳述及びその他現認した同土地の形状、隣地や道路との境界付近の状況から、概ね明らかになっているものと思料する。
- 7 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年7月22日(水) 11:50-12:00	岐阜地方法務局	公図等の写し, 土地建物登記事項証明書申請
8年7月24日(金) 16:10-16:25	目的物件所在地	目的物件確認, 調査, 外観写真撮影
8年8月17日(月) 9:15-9:55	目的物件所在地	目的物件確認, 調査 室内立入調査・写真撮影 (評価人同行) 所有者から事情聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年8月17日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った後、所有者が目的物件に現れた。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

334番3



⑫

334番4
道路

①

334番22

334番23
物件 1 土地

334番24

カーポート

物件 2 建物

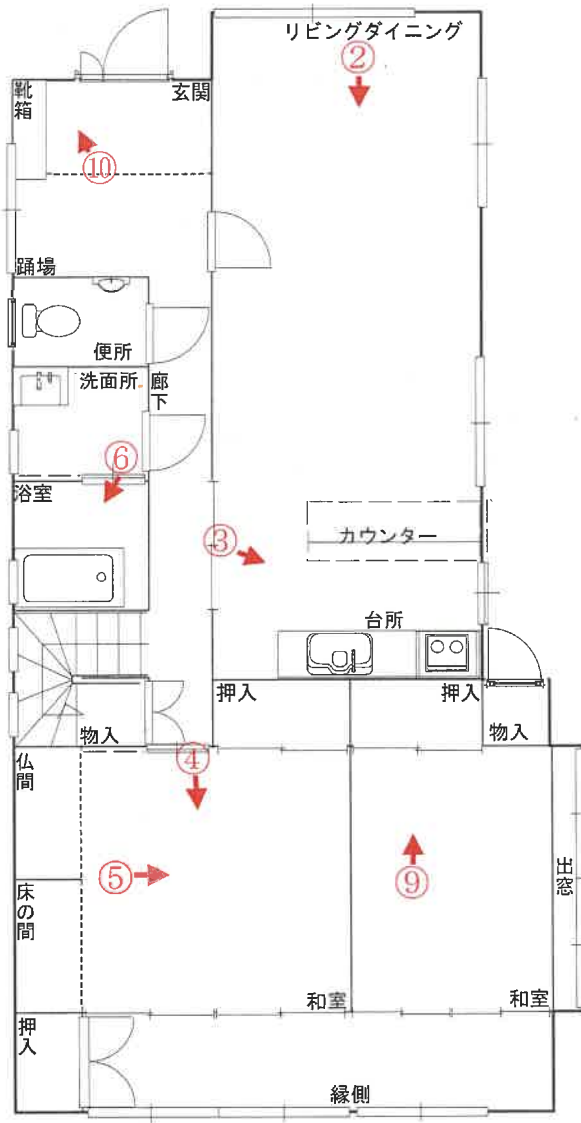
334番5

←○は写真撮影位置・方向 令和8年(ケ)第94号

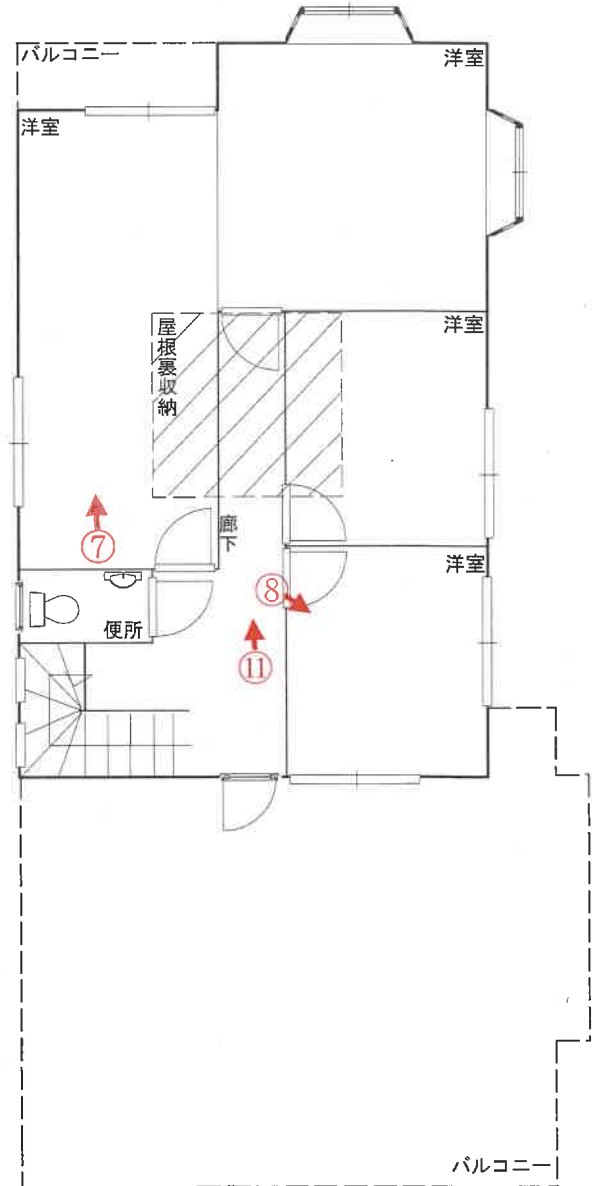
建物間取図（概略）



1 階部分



2 階部分



←○は写真撮影位置・方向

写真1 カーポート（工作物）

物件2建物



物件1土地

写真2

物件2建物

1階室内



写真3

物件2建物

1階室内



写真4

物件2建物

1階室内



写真 5

物件 2 建物

1 階室内



写真 6

物件 2 建物

1 階室内



写真 7

物件 2 建物

2 階室内



写真 8

物件 2 建物

2 階室内



写真 9

物件 2 建物 1 階南東側和室の天井部分の損傷箇所



写真 1 0

物件 2 建物 1 階玄関の壁の損傷箇所



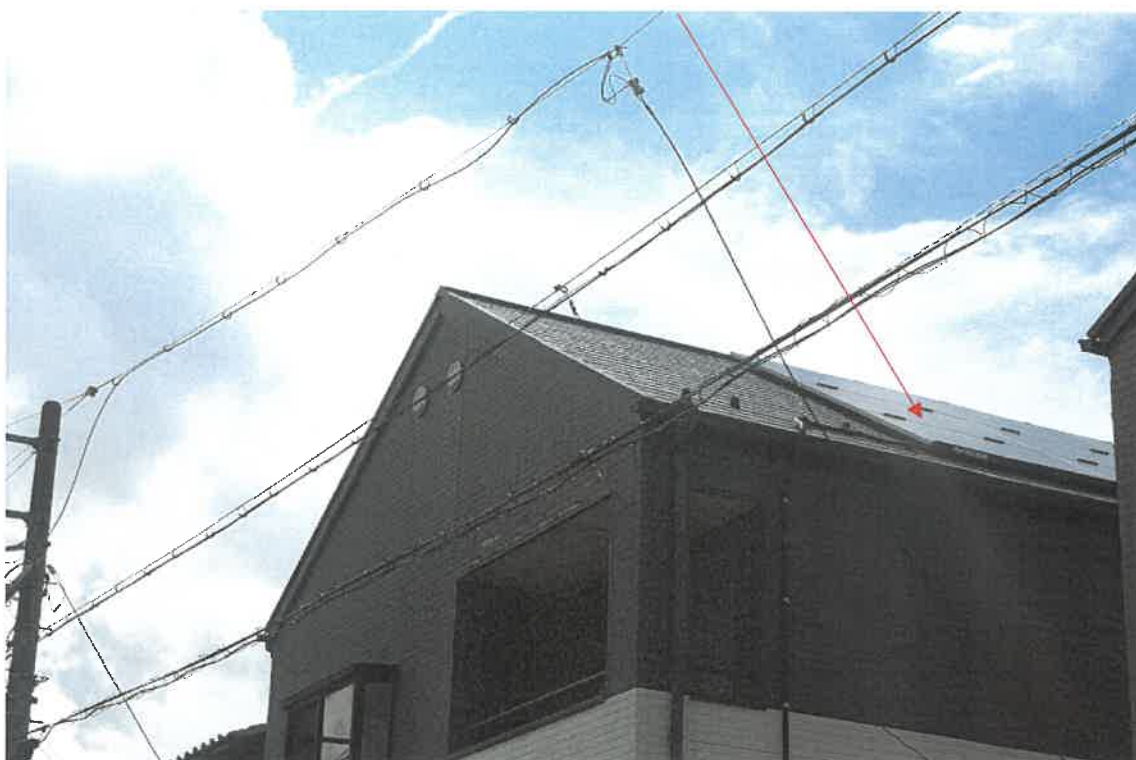
写真 1 1

物件 2 建物 2 階廊下の屋根裏収納はしご



写真 1 2

物件 2 建物太陽光パネルの設置状況



令和 8 年（ケ）第 94 号

令和8年8月17日 現地調査

令和8年8月20日 評 価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号

第26-15号

発行日付

令和8年8月25日

評 価 人

不動産鑑定士

水 野 亨

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3,356,000 円	
物 件 番 号	内 訳 価 格
物件1 (土地)	金 1,276,000 円
物件2 (建物)	金 2,080,000 円

- 1 一括価格は、物件[1～2]の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のために土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件（土地）

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在	安八郡神戸町 大字北一色字中島	概ね左記に同じ。
	地 番	334番23	
	地 目	宅地	
	地 積	171.12㎡	

目的物件（建物）

番号	所在等	登 記	現 況
2	所 在	安八郡神戸町 大字北一色字中島334番地23	概ね左記に同じ。
	家屋番号	334番23	
	種 類	居宅	
	構 造	木造スレート葺2階建	
	床面積	1 階	100.14㎡
		2 階	61.27㎡
		延面積	161.41㎡

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

物件 1

位置・交通	(会社名)	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(道路距離)
※交通施設の方位は、施設からの 方角で八方位表示である。	養老鉄道	養老線	北神戸駅	北西方	800m
	名阪近鉄バス	——	井田停	北西方	2.1km
付 近 の 状 況	農地が広がる市街化調整区域内に、区画良好な戸建住宅が建ち並ぶ地域				
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を 考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分		市街化調整区域		
	用 途 地 域		用途地域指定無し		
	指 定 建 ぺ い 率		60%		
	指 定 容 積 率		200%		
	防 火 規 制		指定なし		
	そ の 他 の 規 制		日影規制：5時間-3時間/測定面 4m		
画 地 条 件	地 積		171.12㎡		
	間 口		9.0m		
	奥 行		19.0m		
	形 状		長方形		
接 面 道 路 の 状 況	北側幅員約6.0m舗装町道：北一色88号線(建築基準法第42条1項1号に該当)に概ね等高で接面				
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1土地は物件2建物の敷地である。東西側の隣接地は戸建住宅である。南北側の隣接地は農地である。				
供 給 処 理 施 設	上水道	■あり □引込可 □なし □不明 (特記事項のとおり)			
	ガス配管	□あり □引込可 ■なし □不明 (特記事項のとおり)			
	下水道	□あり ■引込可 □なし □不明 (特記事項のとおり)			
特 記 事 項	<開発許可について>昭和47年に有効に開発許可を取得し、昭和50年に工事完了検査を完了した開発地内に存する。 <下水道について>前面道路に本管の埋設はあるものの、現在は浄化槽を使用しており、引込可能な状態である。 <埋蔵文化財について>神戸町からの聴取では、物件1土地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないとのことである。 <土壌等汚染について>現在土壌汚染対策法上の要措置区域、形質変更時要届出区域には該当しておらず、水質汚濁防止法上の特定施設としての利用も無い。過去の住宅地図等による確認では、物件1土地は現在の建物建築以前は雑種地であり、土壌汚染の可能性は低い。従って、土壌等の汚染の可能性は低いと思料される。 <PCB廃棄物について>PCB廃棄物の保管及び処分の届出はなく、現地においても無いことを確認した。 <ハザードマップ>ハザードマップによると、洪水の浸水想定区域に指定されている(想定最大規模の洪水の際に～0.5m)。				

2 建物の概況及び利用状況等 物件 2

区 分		主建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記記載)	平成9年4月1日
	経過年数	約29年
	経済的残存耐用年数	約5年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディング
	内 壁	ビニールクロス, ぬりかべ等
	天 井	ビニールクロス, 板貼り等
	床	フローリング, 畳等
	設 備	電気・給排水・衛生等
	そ の 他	特になし
床面積(現況)	現 況	161.41㎡
	増改築の有無	増改築はないと料する
現況用途等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	別添「建物間取図」のとおり
建物の品等	総 合	普通
	使 用 資 材	普通
	施 工	普通
保守管理の状態		普通
建物の利用状況		現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項		検査済証を取得しており, 建物の遵法性は確保されている。 屋根に太陽光発電システムが設置されており, オール電化住宅である。 壁の一部に穴があり, 1階で雨漏りがあるとのことである。 (※建築時点は登記簿記載の建築年次である)

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格を求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

1 積算価格の試算

① 物件 1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格 差	地 積 (㎡)	建付減価	建 付 地 価 格 (円) 千円未満四捨五入 ア×イ×ウ×エ=オ
ア	イ	ウ	エ		
1	22,200	1.000	171.12	1.00	3,799,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 神戸-4

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
23,500 (円/㎡)	100.0 × 100.0	100.0 × 100.0	100.0 × 106.0	≒ 22,200 (円/㎡)

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 公示地等と標準画地との要因格差である。

◇地域格差 : 地価水準に係る要因格差である。

イ 個別格差 : 目的土地と標準画地との要因格差である。

(規模・形状)	(間口・奥行)	(利用形態)	(接面方位他)	相乗計
0%	0%	0%	0%	100.00%

ウ 地積 : 登記事項証明書記載の地積である。

エ 建付減価 : 建物と敷地の適応の状態等を考慮。

② 物件 2 (建 物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物 件 番 号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円)
	ア	イ	ウ	千円未満四捨五入 ア×イ×ウ＝エ
2	181,000	161.41	6.14%	1,794,000
償却後残価率	定率法現価率	定額法現価率	観察法	採用現価率
3.00%	5.02%	17.26%	-5.00%	6.14%
経過年数	29年	経済的残存耐用年数	5年	

ア 再調達原価：標準的な再建築費（単価）である。

イ 延床面積：登記事項証明書記載の延床面積。

ウ 現価率：定率法現価率＝残価率[累乗]（経過年数/経済的耐用年数）
定額法現価率＝1-（1-残価率）×（経過年数/経済的耐用年数）

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格等を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) $ア \times イ = ウ$
	ア		イ	
1	3,799,000	0.44	法定地上権	1,672,000

イ 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を44%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格の控除及び加算 (円)	占有 減価修正	市場性 修正	競売市場 修正	評価額 (円) 千円未満四捨五入 $(ア + イ) \times ウ \times エ \times オ$
	ア (1①オ、1②エ)	イ (2①ウ)	ウ	エ	オ	
1	3,799,000	-1,672,000		100.0%	60.0%	1,276,000
2	1,794,000	1,672,000	100.0%	100.0%	60.0%	2,080,000
一括価格 (合計)						3,356,000

ウ 特に占有に基づく減価の必要性は認められない。

エ 特に市場性に基づく減価の必要性は認められない。

オ 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示	神戸-4
(所 在)	安八郡神戸町大字北一色字峰之井1091番22
(価 格)	23,500 円/㎡
(位 置)	養老鉄道養老線北神戸駅北西方約750m
(価格時点)	令和8年1月1日
(地 積)	177 ㎡
(供給処理)	水道, 下水
(接面街路)	北 6.0m 町道
(用途指定等)	市街化調整区域 (指定建ぺい率60%, 指定容積率200%)
(地域の概要)	戸建住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

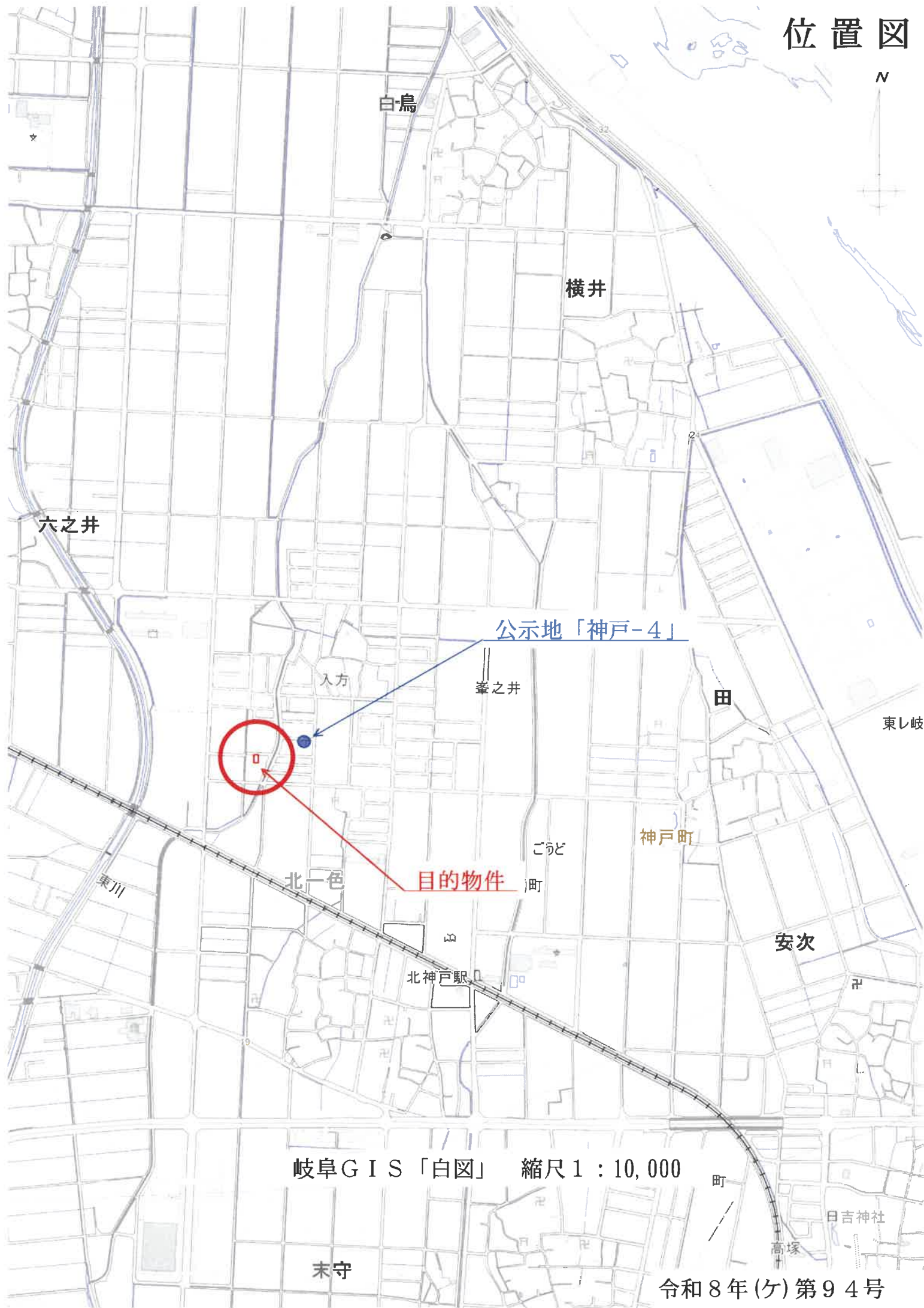
第7 附属資料

- 1 目的物件位置図
- 2 公図写し・地積測量図等写し・建物図面等写し
- 3 土地建物位置関係図（概略）
- 4 建物間取図（概略）
- 5 写真

以 上

位置図

N



岐阜GIS「白図」 縮尺1:10,000

令和8年(ケ)第94号

公図写

イ 1090-10 ハ 1072-1 ホ 1092-5 ト 1070-3 リ 739 ル 172-3
ロ 1091-21 ニ 1093-11 ヘ 1092-1 チ 1072-3 ス 742-3 ヅ つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 大字北一色
B 大字北一色
C 大字北一色

請 求 部 分	所 在 安八郡神戸町大字北一色字中島				地 番	334番23			
出 力 尺 寸	1/1000	精 度 区 分	座 標 系 番 号 又 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面			種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原 図)				補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方法務局大垣支所)

令和8年7月2日

岐阜地方法務局

この図面はA 3判をA 4判に縮小しました

請求番号：24-1

登記官

(1/2)

令和8年(ケ)第94号

登記年月日：平成33年6月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(岐阜地方方法務局大垣支局管内)
令和8年7月23日 岐阜地方方法務局

101396

地番 334番21～334番25
土地の所在 安八郡神戸町大字北一色字中島

地積測量図

334番21
21.29 × 8.66 = 184.3714
21.29 × 8.64 = 183.9456
合計 = 368.3170
1/2 = 184.1585
面積 = 184.15㎡

334番22
21.00 × 8.14 = 170.9400
21.00 × 8.15 = 171.1500
合計 = 342.0900
1/2 = 171.0450
地積 = 171.04㎡

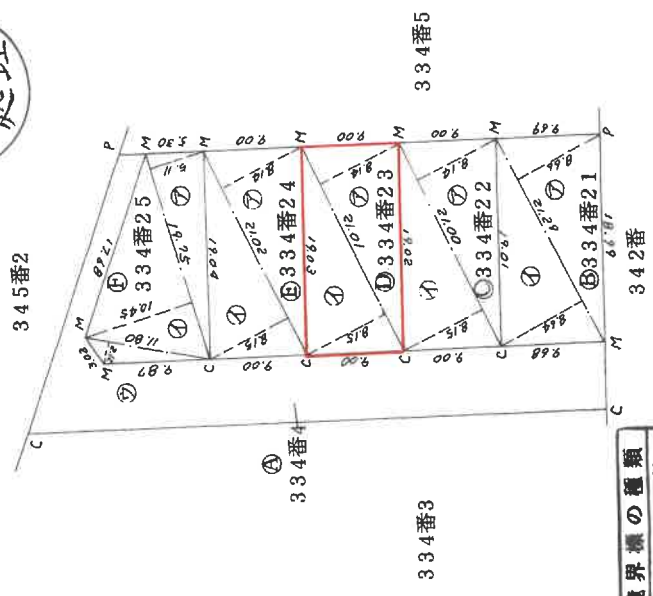
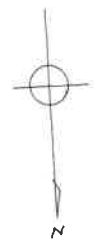
334番23
21.01 × 8.14 = 171.0214
21.01 × 8.15 = 171.2315
合計 = 342.2529
1/2 = 171.12645
地積 = 171.12㎡

334番24
21.02 × 8.14 = 171.1028
21.02 × 8.15 = 171.3130
合計 = 342.4158
1/2 = 171.2079
地積 = 171.20㎡

334番25
19.75 × 5.11 = 100.9225
19.75 × 10.45 = 206.3875
11.80 × 2.12 = 25.0160
合計 = 332.3260
1/2 = 166.1630
地積 = 166.16㎡

334番4
1240.00 - 184.1585 - 171.0450 - 171.12645
- 171.2079 - 166.1630 = 376.29915
地積 376.29㎡

岐阜地方方法務局
大垣支局
-3.6.24
処理



境界	境界線の種類
S	石杭
C	コンクリート杭
P	プラスチック杭
R	金属杭
M	木杭
T	木杭

製作者

申請人

縮尺 1/500

この図面はA3判をA4判に縮小しました

登記年月日：平成9年4月2日

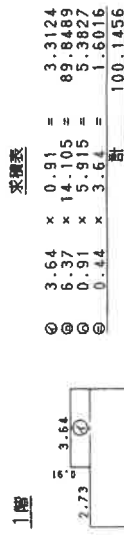
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(岐阜地方方法務局大垣支局管轄)
令和8年7月23日 岐阜地方方法務局

登記官

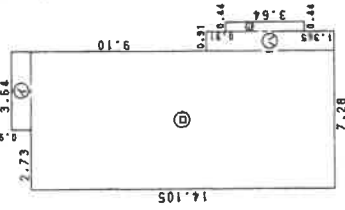
各階平面 建物図面図

家屋番号：334番23

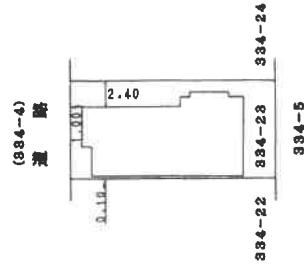
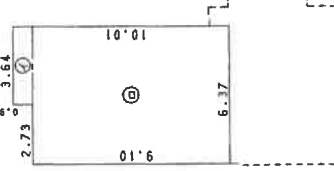
建物の所在 安八郡神戸町大字北一色字中島334番地23



床面積 100.14㎡



床面積 61.27㎡



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

この図面はA3判をA4判に縮小しました

令和8年(ケ)第94号

土地建物位置関係図（概略）

334番3



334番4
道路

334番22

334番23
物件1 土地

334番24

カーポート

物件2 建物

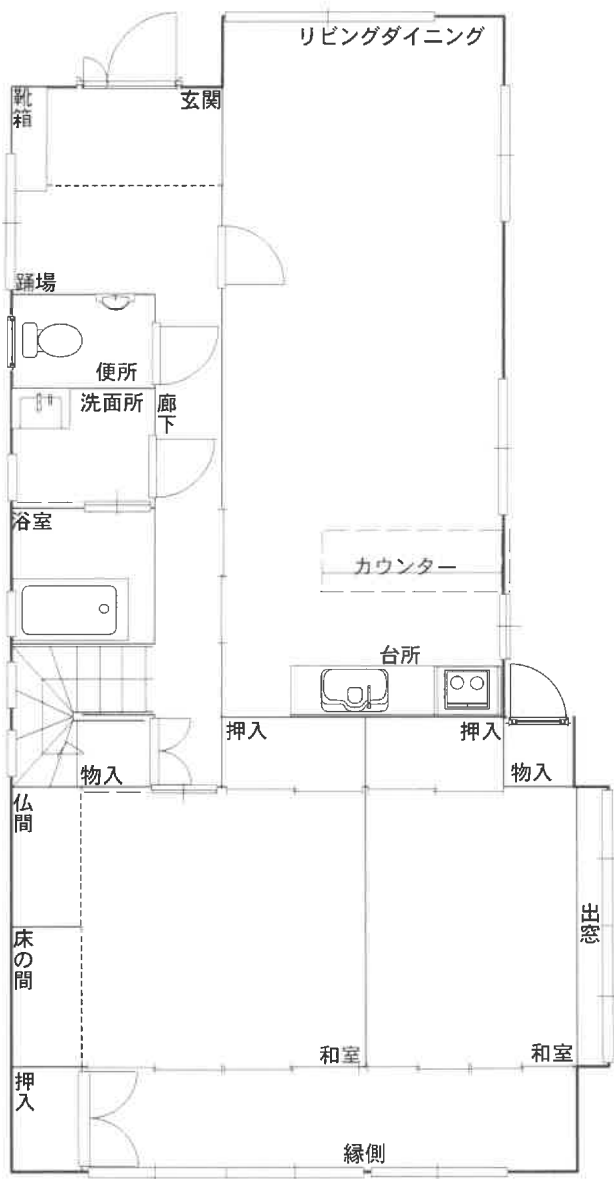
334番5

令和8年(ケ)第94号

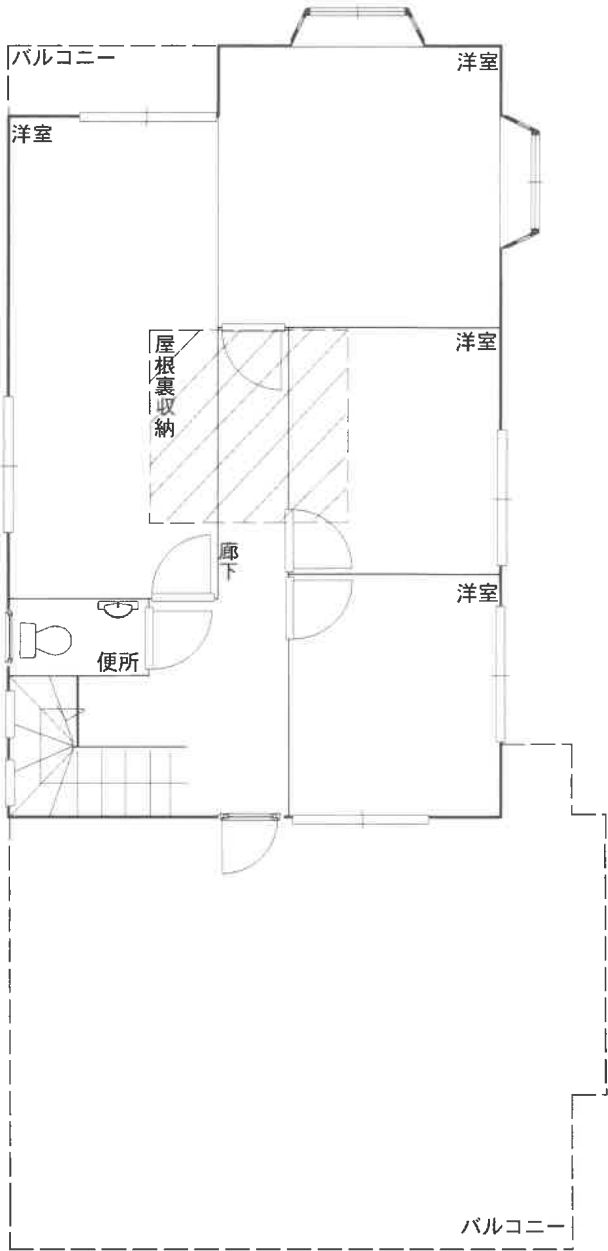
建物間取図（概略）



1 階部分



2 階部分





目的物件の現況写真